

横山大観記念館メンバーズ・クラブ 会員規約

第1条（名称）

本会は、横山大観記念館メンバーズ・クラブ（以下、メンバーズ・クラブという）と称します。

第2条（目的）

メンバーズ・クラブは、公益財団法人横山大観記念館（以下、当館という）が行う活動や展示会を通じて、日本文化に触れ親しんでいただくこと、当館が公開している国指定史跡及び名勝の横山大観旧宅及び庭園の保存・維持をサポートいただくことを目的とします。

第3条（会員の定義）

メンバーズ・クラブ会員（以下、会員という）とは、本規約を承認のうえ、本規約に定める入会手続きを行い、当館が入会を認めた方をいいます。

第4条（会員の種類）

メンバーズ・クラブの会員種別は、以下の1種類とします。

(1)個人会員

第5条（入会手続き）

入会を希望する方は、当館にて入会申込書を提出するか、インターネットの申込みページより申込書をダウンロードし手続きを行います。

第6条（会員期間）

会員期間は、第7条に定める年会費を入金した日から1年を経過した日の月の属する月末までとします。

第7条（年会費）

会員となる方は、入会時に、銀行口座への振込み又は窓口での現金納入の方法により、以下の額の年会費を納めるものとします。

(1)個人会員 年会費 5,000 円（消費税等込み）

第8条（会員の特典）

会員の特典は、次の通りとし、会員特典の利用に際して、会員は会員証を提示するものとします。

<個人会員>

(1)会員本人と同伴者1名まで入館無料

(2) 横山大観記念館館報の送付

(3) 当館実施の講演会に優先ご招待

(4)その他イベントへの優待など

なお、当館は、会員の了承を得ることなく会員の特典を変更することができるものとします。

第9条（会員証）

会員には会員証を発行します。会員証は会員本人のみが利用できるものとします。会員以外の方の使用が認められた場合は直ちに会員証を没収させていただきます。

第10条（会員証の紛失、盗難等）

会員が会員証を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちに事務局へ連絡するとともに、所定の届出書を提出するものとします。会員証は原則として再発行しないものとします。

2 紛失、盗難その他の事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合においても、事

務局はその責めを負わないものとします。

第 11 条（会員期間の更新）

会員は、会員期間満了月の前月から会員期間満了日までの間に、書面の提出及び年会費の支払いを行うことにより、会員期間を、年会費を入金した日から 1 年を経過した日の月の月末まで更新することができます。期間満了前に更新した場合は年会費が 4500 円（消費税込み）となります。

第 12 条（変更手続き）

会員は、届け出た氏名・住所等に変更が生じた場合は、すみやかに当館まで届け出るものとします。なお、変更の届出がないために生じた不利益について、当館はその責任を負わないものとします。

第 13 条（退会）

会員は、書面の提出により、随時メンバーズ・クラブを退会することができます。ただし、退会された場合にも、年会費の払い戻しはいたしません。

第 14 条（会員資格の譲渡等の禁止）

会員は、会員資格を第三者に譲渡又は貸与することはできません。

第 15 条（会員資格の喪失）

次の場合は、会員は会員資格を喪失するものとします。

- (1)入会時に虚偽の申告があったとき
- (2)公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行ったとき
- (3)他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行ったとき
- (4)本規約に違反したとき
- (5)個人会員自が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当したとき
- (6)その他、会員として不適切であると当館が認めたとき

第 16 条（メンバーズ・クラブの改廃）

当館は、会員の了承を得ることなく、会員に対して会員期間の残存期間相当分の年会費を返却のうえ、メンバーズ・クラブを改廃することができるものとします。この場合、会員は、損害賠償の請求をすることはできません。

第 17 条（個人情報の取り扱い）

会員は、当館が取得した個人情報を、以下の目的のため必要な範囲で当館又は当館の業務委託先が利用することを同意します。

<利用目的>会員管理、横山大観記念館館報等のご案内送付

第 18 条（規約の変更）

当館は、必要に応じて、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとします。

第 19 条（その他承認事項）

会員はご入会后、当館から各種サービスやイベントの告知等の情報提供を受けることがあります。

付則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日より施行します。